

林業普及指導実施方針

令和3年4月

広島県

1 趣旨

戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用するとともに、新たな木材需要の創出と国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現させることが重要な課題となっている。

このような中、令和2年5月には、森林組合法の一部が改正され、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合が、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化に取り組むことを通じて、これまで以上に山元への一層の利益還元が進められることが期待されることである。

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮するとともに、林業・木材産業を持続的に発展させるため、森林を適正に管理・経営することはもとより、林業技術の継承・発展や森林造成から木材の生産・流通における創意工夫をこらし、地域林業の発展に必要な技術・知識の普及定着を図ることが林業普及指導事業の重要な役割とされている。

以上のような国の状況に加え、総合プロデュース機能の発揮、普及活動の重点化及び行政部門等の連携強化を図るために令和3年3月に策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）の推進等の本県の状況を踏まえ、林業普及指導事業の運営に当たっての基本的事項を明らかにする。

2 普及指導活動の基本的な課題

林業普及指導事業は、林業普及指導員が試験研究機関による研究成果の現地実証等を行い、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導を行うとともに、市町の求めに応じて市町村森林整備計画の作成及び達成に必要な技術的援助等の協力を行う事業であり、これまで林業技術の改善、林業経営の合理化、森林整備の促進等の取組を行ってきた。

今後の林業普及指導事業の実施に当たっては、前述した趣旨を踏まえ、個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や木材利用の促進を目指した幅広い関係者のコーディネート、経営力の高い林業経営体、林業の新たな担い手の育成を基本的な課題とし、これらの課題に重点的に取り組むことを通じて、本県「アクションプログラム」において「林業のめざす姿」として掲げている「年間40万 m^3 の県産材を持続的に生産するための林業経営適地の集約化や担い手育成などの生産基盤の整備及び再造林を確実に実施するための技術基盤の整備の確立」等に資するよう努める。

3 普及指導活動の方法に関する基本的事項

2の普及指導活動の基本的課題への取組に当たっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術、知識及び経験に基づき、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合的な視点に立って、普及指導活動を効率的かつ効果的に実施する。

その際、市町に対する協力を積極的に行うとともに、森林施業プランナー等への指導・助言等を行ないつつ、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言等については、基本的な課題との関連を確保しつつ実施する。

なお、市町への協力に当たっては、地域の幅広い関係者との連携や合意形成を図りながら、市町の自主性を助長しつつ行うよう留意する。

(1) 林業普及指導員が取り組むべき分野の明確化

普及指導活動は、国の運営方針による普及課題を踏まえるとともに、「アクションプログラム」に基づく取り組むべき分野を明確化し、活動内容の重点化を図る。

なお、普及重点課題について、普及活動により到達すべき目標を可能な限り、具体化、数値化する。また、数値目標は第三者が容易に理解しうるものとする。

[国の林業普及指導運営方針と県の森林・林業施策の基本方向]

国	広島県
<p>◆普及指導活動の基本的な課題</p> <p>個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や木材利用の促進を目指した幅広い関係者のコーディネート、林業事業体の育成、林業の新たな担い手を育成する林業大学校等の支援による後継者の育成を基本的な課題とし、重点的に取り組む。併せて、これらの取組を通じ、森林吸収源対策、地方創生をはじめとする国の政策の推進に資するよう努める。</p>	<p>◆森林・林業施策の基本方向</p> <p>個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や木材利用の促進を目指した幅広い関係者のコーディネート、経営力の高い林業経営体の育成、林業の新たな担い手の育成を基本的な課題とし、これらの課題に重点的に取り組むことを通じて、本県「アクションプログラム」の推進に資する。</p>

[アクションプログラムの項目に係る普及活動分野]

項 目	普及活動分野	普及対象
森林資源経営サイクルの構築	(1)生産基盤の整備 ・林業経営適地の集約化 ・経営力の高い林業経営体の育成 ・林業従事者の確保・育成 (2)技術基盤の整備 ・シカ被害抑制対策の推進 ・苗木安定供給体制の構築 ・低コスト施業技術の推進	県，市町，森林組合，林業経営者，苗木生産者等

(2) 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成への協力

森林の有する多面的機能の持続的発揮及び森林資源の循環利用による林業の成長産業化を図っていくためには、地域の森林の整備・保全や林業・木材産業の活性化の構想（ビジョン）を広域的・長期的な視点に立って描き、森林・林業関係者をはじめとする地域住民の合意形成を図ることが不可欠である。

このため、最も地域に密着した公的な計画である市町村森林整備計画が地域の災害にも対応できる森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想を示すマスタープランとなるよう市町村森林整備計画の作成や地域住民との合意形成に当たって、専門的な技術・知識を必要とする事項について、森林総合監理士に登録された林業普及指導員等が主体となって、市町に対し積極的に協力する。

(3) 地域の森林の整備・保全等の構想の実現に必要な活動の展開

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の実現を図るため、森林総合監理士に登録された林業普及指導員等が主体となって、他の林業普及指導員との連携のもとで以下の取組を積極的に行う。

ア 面的なまとまりのある森林経営の推進

経営力の高い林業経営体により森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実行されるよう、森林施業プランナーをはじめとする関係者との連携強化を図りつつ、森林施業の団地化、集約化の促進、巡回指導の積極的な実施を図る。

イ 適切な森林施業の確保

市町村森林整備計画に則した森林の整備・保全を確保するため、伐採及び伐採後の造林の届出制度、林地台帳の整備・運用、森林経営計画の認定やその実行状況の確認等について、専門的な技術・知識の面から市町に対する協力を行うとともに、森林施業プランナー等への指導・助言等を行う。

ウ 森林・林業に関する技術・知識の普及・指導

多様で健全な森林の整備，生物多様性の保全，路網整備と作業システムの改善による生産性の向上，造林コストの低減などの技術・知識について，経営力の高い林業経営体など地域の林業関係者への普及・指導を行う。その際，現地の要請を的確に把握し，行政機関や試験研究機関と連携を密にしながら対処するとともに，新たに開発・考案された技術・知識の普及・定着を図る。

(4) 人材の育成・林業労働力の確保

経営力の高い林業経営体，森林施業プランナー及びフォレストマネージャー等の現場技能者を主たる対象として，現地検討会や研修指導等により，人材の育成及び労働力の確保を図る。

4 林業普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

林業普及指導事業において，高度で幅広い技術，知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動を適切に行えるよう，林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力，関係者との調整能力等についての資質向上を図る。

(1) 研修の実施

ア 森林総合監理士の育成研修

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成への協力やその実現に必要な活動の推進を担うことができるよう，森林総合監理士としての活動に必要な資質の向上を目的とした研修に積極的に派遣する。

イ 森林総合管理士のフォローアップ研修

林業普及指導員のうち，森林総合監理士については，地域の多様な実情に応じた効果的な普及指導活動を行うために必要な専門性の高い技術・知識の習得を目的として，国の実施する専門研修等を受講させる。

ウ 集合研修

林業普及指導員として必要な共通技術項目に係る知識や技術に関する情報の共有化を図ることにより，将来の森林総合監理士候補者の育成や，林業普及指導員資格取得に求められる普及手法に関する知識等の取得を目的とした研修を実施する。

エ 企画型研修

高度かつ緊急の課題の解決に対応するため，普及指導員自らが課題設定してその解決策を導く方法等を普及活動に反映させることが可能な企画立案型の研修を実施

する。

5 林業普及指導員の配置に関する基本的事項

林業普及指導員を県庁林業課に集中配置し、地域の森林・林業の現状や課題の把握を十分に行うとともに、研究・行政機関との円滑な連携が図られるよう、地域の特性に応じ、より効率的かつ効果的な普及指導活動を推進する。又、森林総合監理士及び林業革新支援専門員の配置については、普及活動が円滑に進むよう次のように配慮する。

(1) 森林総合監理士

森林総合監理士が、3の(1)(2)及び(3)の業務を継続的・効果的に実施するため、集団的な指導体制の確保を図る。

また、森林計画、造林、森林土木、林産等の関係職員と連携した指導体制の強化を図る。

(2) 林業革新支援専門員

国の運営方針を踏まえ、林業普及指導組織の中核的な役割を担う林業革新支援専門員を配置する。なお、この選定基準及び業務内容は、次のとおりとする。

ア 選定基準

林業革新支援専門員は、下記の項目を満たすものの中から選定する。

- ・ 森林・林業に関する高い技術・知識と関係機関等との高い調整能力を有すること
- ・ 森林・林業に関する業務経験が通算して7年以上あり、そのうち林業普及指導職員としての業務経験が3年以上あること

イ 業務内容

林業普及指導事業を総括する立場から、下記の項目に関する企画・調整、他の林業普及指導員への指導等を行う。

- ・ 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化の実現に向けた森林総合監理士の計画的な配置の検討及び活動方針の作成等の国の重要な政策を反映した普及指導活動の推進
- ・ 高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの導入等の高度かつ先進的な取組を行う意欲と能力のある林業経営者等への支援
- ・ 試験研究機関の有する専門的な知見の活用や森林・林業に係る各種施策の普及等、研究・行政機関との連携強化
- ・ 森林総合監理士の育成やその資質の向上のための研修の活用や研修等による林業普及指導員の計画的な資質の向上

6 その他林業普及指導事業の運営に関する基本的事項

(1) 事業実施に対する評価システムの確立

林業普及指導事業における個々の活動成果等について，林業普及活動検討会において，森林組合，民間事業体，指導林家，森林所有者等からの外部評価を受けるとともに，県内部での進行管理により，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），評価結果の反映（Act）という一連のシステムを確立し，効率的かつ効果的な林業普及指導事業の実施に資する。

(2) 関係組織等との役割分担及び連携強化

林業普及指導事業の効果的な推進を図るため，森林管理署，林業労働力確保支援センター，市町，森林組合，林業技術センターなどの森林・林業の施策の推進に関連する組織・機関等との役割分担を明確にしつつ，これらの関係組織等と連携した取組を進める。

(3) 情報ネットワークの活用

迅速な情報交換や必要となるデータベースの蓄積を図るとともに，広く一般に向けて，森林・林業・木材産業についての最新の話題等の情報の提供を行う。

(4) 森林管理署等の森林総合監理士等との連携

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現に効果的に取り組むため，森林管理署等や隣接する都道府県並びに市町村や民間の森林総合監理士等とのネットワークを形成し，地域の森林・林業の課題解決に向けて連携して取り組む。